

## 裁 決 書

○○○○○○○○○○○○○○○○○○

審査請求人 ○○○○○○

処 分 庁 十和田市長 小山田 久

審査請求人が令和元年5月17日に提起した処分庁による平成30年度の固定資産税及び都市計画税の価格決定（修正）及び税額更正処分（平成26年度から平成30年度までの課税分）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

### 主 文

本件審査請求を、却下する。

### 事案の概要及び経過

#### 1 事案の概要

本件審査請求は、審査請求人が所有する3筆の土地（以下「本件土地」という。）について、十和田市長が平成31年2月20日付けで平成26年度から平成30年度までの各年度分の固定資産税台帳に登録された固定資産の価格を減額する修正（以下「本件価格修正」という。）をし、及びこのことに伴って平成26年度から平成30年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の税額を減額する更正（以下「本件税額更正」という。）をしたところ、審査請求人が十和田市長に対し、本件価格修正及び本件税額更正の通知書の内容が不透明であり不服であるとして、本件価格修正及び本件税額更正に関して、課税標準額などの根拠を分かりやすく明確にした記載に残る説明を求める審査請求を行った。

#### 2 事案の経過

- (1) 平成30年8月7日、審査請求人は、十和田市固定資産評価審査委員会に対し、固定資産課税台帳に登録された本件土地の価格について、地方税法（昭和25年法律第226号）第432条第1項の規定による審査の申出をした。
- (2) 処分庁は、十和田市固定資産評価審査委員会による本件土地の価格についての審査の過程において、本件土地の価格に誤りがあることが判明したことから、平成31年2月20日、地方税法第417条第1項の規定により本件価格修正をし、及びこのことに伴う本件税額更正をし、審査請求人に通知した。
- (3) 平成31年3月1日、十和田市固定資産評価審査委員会は、審査請求人からの審査の申出の一部を認容し、地方税法第433条第1項の規定により、本件土地の価格を

同年2月20日に処分庁が修正した価格と同額とする決定をした。

- (4) 令和元年5月17日、審査請求人は、処分庁が審査請求人に対して平成31年2月20日付けで行った本件価格修正及び本件税額更正に対する審査請求をした。

#### 審理関係人の主張の要旨

##### 1 審査請求人の主張

- (1) 処分庁が審査請求人に対して送付した平成31年2月20日付けの本件価格修正及び本件税額更正の通知書には、原因や途中経過などが明記されておらず、理由などの内容が不透明である。
- (2) よって、当該通知書による処分は不当であり、課税標準額などの根拠を分かりやすく明確にした記載に残る説明を求める。

##### 2 処分庁の主張

- (1) 固定資産の評価は、地方税法第388条第1項の規定により総務大臣が定めた固定資産の評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続（以下「固定資産評価基準」という。）に基づいて行っている。また、地方税法及び固定資産評価基準の許容する範囲内において、評価事務を円滑かつ公平に行うことを目的として固定資産（土地）評価事務取扱要領（以下「評価要領」という。）を定め、これに基づいて評価を行っている。
- (2) 固定資産税及び都市計画税の税額は、固定資産評価基準及び評価要領に基づいて算定した評価額を基に、地方税法、十和田市税条例（平成17年十和田市条例第56号）及び十和田市都市計画税条例（平成17年十和田市条例第61号）の規定に基づいて算出している。
- なお、本件土地には人の居住の用に供する家屋があることから、本件土地の課税標準の算定については、住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例（固定資産税にあつては6分の1及び3分の1、都市計画税にあつては3分の1及び3分の2）の適用があり、その上で固定資産税の税率（100分の1.4）及び都市計画税の税率（100分の0.2）を乗じて固定資産税及び都市計画税の税額を算出している。
- (3) 審査請求人には、本件価格修正及び本件税額更正について、何度も書面により説明を行っている。
- (4) 固定資産の評価並びに固定資産税及び都市計画税の税額の算出は、地方税法、固定資産評価基準、評価要領、十和田市税条例及び十和田市都市計画税条例に基づいて行われているから、審査請求人に対する本件価格修正及び本件税額更正には、違法又は不当な点は存在しない。

#### 理 由

行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）上、審査請求の対象は、行政庁の処分すなわち「行政庁の処分その他の公権力の行使に当たる行為」（同法第

1条第2項)とされている。行政庁の処分の意義について、大田区ゴミ焼却場事件(最判昭和39.10.29民集18巻8号1809頁)では、「行政庁の処分とは、所論のごとく行政庁の法令に基づく行為のすべてを意味するものではなく、公権力の主体たる国または公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成しまたはその範囲を確定することが法律上認められているもの」という基準を示している。

本件審査請求において審査請求人が求める「記載に残る説明」は、そもそも行政において対応すべき法令上の根拠を欠くうえ、「説明」によって審査請求人の権利義務を形成しまたはその範囲を確定することが法律上認められているものではないことから、最高裁の示した基準「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」には該当しない。

また、行政不服審査手続とは、上述した「行政庁の処分」に関する不服申立てである。すなわち、既になされた行政庁の処分に関して違法ないし不当な点があるとして行われる不服申立てである。審査請求人による請求内容は、過去に行われた行政庁の処分に対して「記載に残る説明」という作為を求めるものであって、この意味においても、審査請求の対象足り得ない。

したがって、本件審査請求は、法第45条第1項の規定により主文のとおり裁決する。

令和4年3月23日

審査庁 十和田市長 小山田 久

#### 教示

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、十和田市を被告として(訴訟において十和田市を代表する者は十和田市長となります。)、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、十和田市を被告として(訴訟において十和田市を代表する者は十和田市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。